（個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄）
第17条　個人データの廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。
一　個人情報取扱担当者は、個人データが記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。
二　個人情報取扱担当者は、個人データが記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。
三　個人情報取扱担当者は、個人情報データベース等中の個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。
四　個人データを取り扱う情報システムにおいては、法令及び協会が別途定める保存期間経過後に個人データを削除するものとする。
五　個人情報が記載された書類等については、当該関連する書類等について法令及び協会が別途定める保存期間経過後に廃棄をするものとする。
2　個人情報取扱担当者は、個人データが記録された書類等を廃棄した場合には、別紙３の「個人データの運用状況記録票」に記録するものとする。廃棄の記録としては、個人情報データベース等の種類・名称、責任者・取扱部署、廃棄状況を記録するものとし、当該個人データ自体は含めないものとする。ただし、他の協会内規程又はマニュアルにより規定されている様式がある場合等で、かつ、個人情報部門責任者の承認を得た場合は、この限りでない。

第４節　技術的安全管理措置

（アクセス制御）
第18条　個人データへのアクセス制御は以下のとおりとする。
一　個人情報データベース等を取り扱うことができる情報システムを限定する。
二　個人データと紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
三　ユーザーＩＤに付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる者を個人情報取扱担当者等に限定する。
（アクセス者の識別と認証）
第19条　個人データを取り扱う情報システムは、ユーザーＩＤ、パスワード、磁気・ＩＣカード等の識別方法により、個人情報取扱担当者等が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。
（外部からの不正アクセス等の防止）
第20条　協会は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。
一　情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法
二　情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法
三　導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法
四　機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法
五　ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法
（情報システムの使用に伴う漏えい等の防止）
第21条　協会は、情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するために以下の措置を講じ、適切に運用するものとする。
一　情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講じることも含む。）。
二　個人データを含む通信の経路又は内容を暗号化する。
三　移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

第３章　個人情報の取扱い

第１節　個人情報の取得・保有等

（利用目的の特定）
第22条　協会は、個人情報の保有に当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
2　協会が取扱う個人情報の利用目的は、別紙６のとおりとする。
3　協会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
（利用目的による制限）
第23条　協会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
2　協会は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
3　前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一　法令に基づく場合
二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
（利用目的の通知等）
第24条　協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。
2　前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
3　協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
4　前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
二　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合